

# 特別徴収に関するQ & A 2

※今後、逐次、加除修正を行う予定

問1 年度途中において保険料が増額された場合は、特別徴収と普通徴収を併用すること（併徴）が可能であるとのことだが、特別徴収依頼の時点で年金額の1/2までは特別徴収、1/2を超える額については普通徴収とすることは可能か。

（回答）

特別徴収依頼額を年金額の1/2までの額とし、超える額を普通徴収とすることはできない。

問2 介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について（案）P12、Ⅶ、1、(2)、②、ウ中の「特別徴収対象被保険者に係る・・・保険料(税)額が・・・増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された保険料(税)額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたとき。」とは具体的にはどのような場合が考えられるか。

（回答）

例えば、特別徴収と普通徴収を併用することにより、被保険者からの照会や苦情が多くなり、事務の遂行に支障が出るのが想定されるなど、特別徴収の方法によるのが適当でないとして市町村が判断した場合による。

問3 国保において、75歳到達年度保険料は、当該年度末までに全額を徴収するものか。被保険者期間内に徴収すべきものか。

（回答）

国保被保険者である間の納期で徴収する必要がある。ただし、国保の被保険者資格を喪失しても、支払義務が当然に無くなるものではない。

問4 支払回数割保険料(税)額に係る端数処理はどのように行うのか。

（回答）

現行介護保険と同様に（介護保険法施行規則第149条）、支払回数割保険料(税)額を算定した際に100円未満の端数がある場合、又はその額すべてが100円未満である場合は、その端数金額又はその金額はすべて10月の支払回数割保険料(税)額に合算することとする。

問5 月次捕捉に係る支払回数割保険料(税)額(の見込額)の端数処理はどのように行うこととなるか。

(回答)

現行介護保険と同様に、月次捕捉対象者に係る特別徴収依頼は、特別徴収額では端数が生じないように、普通徴収金額で調整していただくこととなる。

問6 特別徴収対象被保険者に係る保険料(税)については、本人の社会保険料控除となるのか。

(回答)

介護保険同様、特別徴収対象被保険者の社会保険料控除となる。

問7 国保保険料(税)においては、平成20年度より、これまでの「医療分」と「介護分」に加えて「支援分」を算定することになるが、平成20年4月からの仮徴収額の見込額の算定方法はどのようになるのか。

(回答)

制度施行時の平成20年4月からの仮徴収額については、19年度保険料(税)額をもとに算定していただく予定であるが、支援金も含めた詳細については検討中のため、別途早急にお示ししたいと考えている。

問8 特別徴収により保険料(税)を徴収する場合は、徴収月から2ヶ月程度前に年金保険者に依頼することとなるが、災害等により保険料(税)が減免となる場合には、特別徴収日(年金支払日)以後であっても減免の対象となるか。

(回答)

災害等による保険料(税)減免については、市町村の条例で定める日以降の納期に係る保険料(税)を減免することとなる。したがって、条例にて定める日以降に徴収した保険料(税)については還付対象となる。

問 9 仮徴収時において、国保から後期高齢への移行時に発生した国保不足分を、後期高齢者医療保険料において加算して徴収することは可能か。

(回答)

徴収はあくまで各制度毎に行っていただくことになる。

問 10 平成 20 年 4 月、6 月、8 月の仮徴収額については、法令で定めることとなるか。

(回答)

平成 20 年 4 月、6 月、8 月の仮徴収額の見込額については、政省令（附則）にて定める基準に従って、市町村で決定していただくことになる。

問 11 国保において、平成 20 年 4 月、6 月、8 月の仮徴収については、地方税法での規定が「できる規定」であるため、平成 20 年 4 月、6 月、8 月の仮徴収を行わず、同年 10 月の本徴収から特別徴収を開始するという判断を市町村がすることは可能か。

(回答)

平成 20 年 4 月からの特別徴収開始を原則としますが、システム改修の遅れなどやむを得ない事情がある場合は、平成 20 年 4 月から 9 月までを普通徴収とした上で、平成 20 年 10 月からの特別徴収開始とすることはやむを得ないものと考えている。ただし、その場合においても、平成 19 年 10 月捕捉対象者を「特別徴収非対象者」としてデータを作成の上、年金保険者へ通知する必要があるので、ご承知おき願いたい。

\*平成 21 年 4 月からの仮徴収額は、平成 21 年 2 月の本徴収額と同額となるので、ご注意いただきたい。

問 12 後期高齢において、平成 20 年 4 月、6 月、8 月の仮徴収について、地方税法同様に「できる規定」を置くことは考えているか。

(回答)

想定していない。

問 1 3 国保において、特別徴収の要件を満たす者であるが、口座引き落とし対象者、納税組合を通じ納付している者に関して、普通徴収とすることは可能か。

(回答)

口座引き落とし対象者、納税組合を通じている者についても、原則、特別徴収となる。

問 1 4 「被保険者数が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。」とあるが、その他の特別の事情は各市町村で判断して良いか。

(回答)

「その他の特別の事情」は、あくまで例外であるが、現時点において、すでに100%に近い収納率を継続して維持していることを想定している。事情に該当するかどうかの基準については、3月末を目途にお示しする方向で考えている。なお、他に導入できない事情があれば、早急に連絡いただきたい。

問 1 5 現在の納税義務者が、過年度分の国保保険料(税)を延納・分納している場合で、その者が特別徴収対象者となった場合に、状況によっては過年度分の支払が困難になる場合が想定される。そういった場合、市町村の判断で特別徴収から普通徴収に切り替えて問題はないのか。

(回答)

基本的には、現年度（特別徴収）＋過年度分割（普通徴収）とすべきであるが、やむを得ないと市町村が判断すれば差し支えないと考えている。

問16 介護保険適用除外施設へ入所している者について、国保又は後期高齢者の特別徴収依頼のみを行うことは可能か。

(回答)

介護保険適用除外施設へ入所している者については、国保又は後期高齢者の特別徴収は行わないものとする。ただし、年度途中で新たに介護適用除外施設へ入所した者については、介護のみ特別徴収中止依頼を行い、国保又は後期高齢者については翌年度の仮徴収分までは継続しての特別徴収を可能とする。

問17 19年10月捕捉対象者のうち、介護保険のダミーレコードが入っていない者は、市町村の台帳にて確認できる場合においても、普通徴収とすべきか。

(回答)

平成19年10月捕捉対象者のうち、ダミーレコードがない被保険者であって、平成19年12月または平成20年2月に介護保険料の年金天引きが開始される者については、市町村の介護保険台帳にて介護保険の支払回数割保険料額を確認し、当該情報にて1/2判定を行い、特別徴収対象者とすることは差し支えない。

問18 年度途中で介護保険料が減額となる場合であって、国保又は後期高齢者医療保険料(税)に変動がない場合が想定されるが、このような場合でも介護と国保又は介護と後期高齢者を同時に特別徴収中止とする必要があるか。

(回答)

このような場合においては、介護のみを特別徴収中止とし、国保又は後期高齢者については特別徴収を継続することとなる。なお、この件については、平成18年12月4日会議資料「特別徴収に関するQ&A」の問17の回答に認識誤りがあったため、訂正する。

問 19 特別徴収中止依頼は制度ごとに行わなければいけないのか。介護優先ということであれば、介護保険で中止依頼を行えば、国保又は後期高齢の依頼を必要としないか。

(回答)

それぞれの制度毎に中止依頼が必要である。

問 20 各制度の平成 19 年 10 月捕捉データの対象者はどのようなものか。

(回答)

各制度の平成 19 年 10 月捕捉データの対象者は以下のとおり。

(現行システム)

○介護

平成 19 年 8 月 2 日から 10 月 1 日までの間に、介護保険法第 134 条第 2 項各号のいずれかに該当した者（通常の 10 月月次捕捉と同様）

(新システム)

○国保

平成 19 年 10 月 1 日時点において年額 18 万円以上の年金を受給している者であって、平成 20 年 4 月 1 日時点において 65 歳以上 75 歳未満の者

○後期高齢

平成 19 年 10 月 1 日時点において年額 18 万円以上の年金を受給している者であって、平成 20 年 4 月 1 日時点において 65 歳以上の者

\*介護については、平成 19 年 10 月 1 日時点において年金保険者の介護原簿に登録のある者（ダミーレコード）

問 21 6 月、8 月捕捉対象者を翌年 4 月からの特別徴収開始とする場合、何月捕捉分かを区別して通知する必要があるか。

(回答)

6 月、8 月捕捉対象者を翌年 4 月からの特別徴収開始とする場合、現行の介護保険と同様、10 月捕捉対象者の提出時期まで市町村で留保しておき、10 月捕捉対象者と同時に提出いただくこととなる。その際、現行介護同様に、捕捉時期を区別して年金保険者へ通知する必要はない。

問 2 2 年金保険者へ特別徴収依頼を行った場合、年金保険者から特別徴収依頼処理結果通知がなされるが、特別徴収対象者として依頼した者が年金保険者側で特別徴収不可とされる場合はどのような時か。

(回答)

特別徴収対象年金が失権・差止等に該当する場合、正常な特別徴収依頼がされずにエラーとなる場合などが考えられる。なお、年金保険者では1 / 2判定は行わない。

問 2 3 国保において、年度途中で世帯内の65歳未満の者が国保被保険者となった場合、特別徴収を中止する必要があるか。

(回答)

世帯構成要件は特別徴収依頼に必要な要件であるが、年度途中の世帯構成の変更は、それだけで特別徴収中止事由とはならない。当該事例は年度途中の保険料増額に該当することとなり、特別徴収を中止し普通徴収とするか、特別徴収と普通徴収を併用するかを、市町村が判断し決定することとなる。

問 2 4 年金保険者から市町村へ通知される特別徴収対象者情報に、市町村からの依頼によって抽出した対象者を加えることはできないか。

(回答)

市町村からの依頼により対象者を付加することは、法令上及びシステム上も認められていない。なお、通知された対象者情報については、市町村が入力する所定の項目以外を変更した場合、エラーとなるため、変更できない。

問 2 5 特別徴収の月次処理において、社会保険離脱による国保加入の場合は、対象とならないのか。月次処理における年度途中の特別徴収開始対象者は、年金保険者が把握する異動者（65歳又は75歳到達、年金の新規裁定、住所変更）だけであるか。

(回答)

社会保険の資格喪失者については、月次捕捉は行わないため、年次捕捉スケジュールによって特別徴収依頼をすることになる。

問 2 6 介護と国保の保険料(税)合算額が年金額の 1 / 2 を超えないかチェックを行うとあるが、県内一括でシステム等の開発を行うなど、電算化を統一的行う予定はあるか。

(回答)

国で一括してシステム開発を行う予定はない。各都道府県単位で検討していただきたい。

問 2 7 国保及び後期高齢において、制度施行時の特別徴収対象被保険者に対する支払回数割保険料(税)額の通知はどのようなタイミングで行うのか。例えば、平成 2 0 年 4 月の時点で、4 月から 8 月までの仮徴収額を記載し、年間保険料(税)額が確定した段階(本算定時)で、1 0 月から 2 月までの本徴収額を通知するのか。

(回答)

制度施行時における対応については、お見込みのとおり。なお、本算定時の確定保険料(税)額の通知と 2 1 年 4 月から 8 月までの仮徴収額の通知は併せて行うことが可能である。

問 2 8 事務処理素案 P 1 7 の 3 ( 3 ) ⑤に特別徴収追加依頼通知の場合の保険料(税)額の設定内容については、『金額 1 … 定額の支払回数割保険料(税)額の見込額』『金額 2 … 全桁 0』と設定するとなっているが、6 月捕捉者については、特別徴収開始月が 1 2 月となり、年間保険料(税)額を本徴収期間である 1 2 月及び 2 月での 2 回割となると思われるが、その際に発生する端数金額の取り扱いはどうなるのか。

(回答)

特別徴収開始以前の普通徴収保険料(税)額で調整していただきたい。

問 2 9 現行特別徴収システムから新システムへの移行について、現在 2 つの案が示されているが、市町村ごとにいずれかの案を選択するのか。それとも、検討の結果いずれかの案に統一されるのか。

(回答)

平成 1 8 年 1 2 月 4 日の会議資料におけるシステム移行(案 1)で統一する方向で検討中である。

問 3 0 後期高齢者において、国保組合員資格を有する後期高齢者医療被保険者については、保険料(税)の特別徴収の対象となるか。

(回答)

後期高齢者医療被保険者であるため、後期高齢者医療保険料を特別徴収することとなる。

問 3 1 特別徴収対象被保険者の死亡により生じた過払い年金から徴収された保険料(税)の還付は、介護と同様となるか。

(回答)

介護保険と同様の取扱いとなる。

問 3 2 国保において、特別徴収が開始されることによって条例改正は必要となるか。

(回答)

条例改正が必要となるため、政省令公布にあわせて条例参考例の発出を行う予定である。

問 3 3 国保保険料(税)の特別徴収を行うにあたり、特別徴収対象者の国保保険料(税)を個人賦課方式に切り替えてから行う方が、混乱が少なくスムーズに移行できるのではないか。

(回答)

個人賦課方式の見直しは現在のところ考えていない。現行の世帯主義の中で特別徴収を円滑に導入できるよう、可能な限りの配慮はしていきたいと考えている。

問 3 4 特別徴収結果通知における「各種区分」のコードが「00」以外である場合には特別徴収中止となるが、市町村から特別徴収中止の依頼を改めて送付する必要はないということによいか。

(回答)

「10」の場合は特別徴収中止依頼の提出を促す警告メッセージであるため（特別徴収が継続中）、速やかに提出が必要であるが、その他の場合は不要である。

問 3 5 特別徴収対象被保険者への通知について、介護、国保及び後期高齢の徴収権限者が市町村である場合には、介護、国保又は後期高齢を一葉にして通知すべきか。

(回答)

通常、各担当部局から通知することになると思われるが、通知方法は各保険者で判断して差し支えない。

問 3 6 特別徴収に係る年金情報の通知や特別徴収の依頼等のデータのやり取りは国保中央会及び国保連合会を経由することとなるが、これに要する費用はどの程度必要か。また、その費用は、介護・国保・後期高齢でどのように按分し、誰が負担するのか。市町村が負担するのであれば、その財源は一般財源か、保険料か。

(回答)

国保中央会及び国保連合会の経由に要するランニングコスト等の費用の負担方法については検討中である。基本的には、費用は市町村の一般財源からの拠出となると考えているが、その負担方法等の詳細については、別途お示ししたいと考えている。

問 3 7 特別徴収を実施するにあたり、収納システムの一部改修が必要となる可能性があるが、そのシステム改修に対する補助金はあるのか。

(回答)

平成18年度補正予算で措置した後期高齢者医療制度創設準備事業にかかる補助金で対応していただくこととなる。

問38 平成21年度より個人住民税を年金から特別徴収する方針とのことであるようだが、特別徴収の仕組みは異なるのか。

(回答)

個人住民税の特別徴収についての詳細は把握していないが、介護、国保、後期高齢の特別徴収の仕組みと同様となるよう、調整していきたいと考えている。

問39 特別徴収対象者の死亡に伴う年金保険者への資格喪失の通知は、死亡が確認できた時点か。資格喪失の届出をした時点か。

(回答)

当該被保険者の死亡が確認できた時点で通知を行っていただくことが望ましいと考えられる。なお、年金保険者側で死亡が把握できれば、年金振込自体が停止されることになる。